

音更町緊急事態措置協力支援金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため緊急事態措置に伴う営業時間短縮等に取り組んだ町内の飲食店を営む事業者に支援金を交付します。

1 店舗当たり 15万円

※1事業者1回限りの支給です。

対象要件

●北海道の緊急事態措置による営業時間短縮要請（令和3年8月27日（遅くとも8月30日）から9月12日までの全期間）に協力し、北海道から「緊急事態措置協力支援金（飲食店等）【8～9月分】」の交付決定を受けた町内で飲食店を営む事業者

※北海道からのデータに基づき、対象となる事業者には町から申請に必要な書類等を送付します。

※緊急事態宣言延長期間分（9月13日から9月30日）については本支援金の対象外です。

申請に必要な書類

1. 申請書兼同意書
2. 北海道の「緊急事態措置協力支援金（飲食店等）」の交付決定書の写し
3. 振込先口座情報の分かる預金通帳の写し

申請期限

令和4年1月31日（月） まで（必着）

申請方法

感染症の拡大防止のため、**郵送**での申請にご協力願います。

【郵送先】 〒080-0198 河東郡音更町元町2番地
音更町役場 経済部 商工観光課 商工労政係 宛

【問合先】 0155-42-2111（内線732・735）
平日8：45～17：30